

出雲市監査委員告示 第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果報告書を別紙のとおり公表します。

平成29年（2017）2月8日

出雲市監査委員 周 藤 滋
出雲市監査委員 吾 郷 紘 一
出雲市監査委員 多々納 剛 人

監 査 第 1 4 7 号
平成 2 9 年 (2017) 2 月 8 日

出 雲 市 議 会 議 長 様
出 雲 市 長 様

出雲市監査委員 周 藤 滋
出雲市監査委員 吾 郷 紘 一
出雲市監査委員 多々納 剛 人

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

平成28年度(2016)出雲市定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

定期監査(地方自治法第199条第4項)

2 監査の対象

平成27年度に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査の着眼点

(1) 財務事務

ア 予算事務

- ・ 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- ・ 予算の執行は適法かつ合理的に行われているか。
- ・ 事務処理は適正に行われているか。

イ 収入事務

- ・ 調定はその根拠となる法令等に適合しているか。
- ・ 収入の確保及び収入に係る事務は適正に行われているか。
- ・ 現金及び金券の取扱いは適正に行われているか。

ウ 支出事務

- ・ 支出は予算目的に沿って行われているか。
- ・ 支出の手続きは適正か。

エ 契約事務

- ・ 契約の方法は適正か。
- ・ 契約事務は適正に行われているか。

オ 財産事務

- ・ 財産の取得及び処分は適正に行われているか。
- ・ 財産の維持管理は適正に行われているか。

(2) 監査の特定テーマ

ア 補助金事務

イ 負担金事務

ウ 随意契約事務

4 監査対象部局

(1) 経済環境部

環境政策課 環境施設課

(2) 健康福祉部

福祉推進課 高齢者福祉課 医療介護連携課 健康増進課 市民課 保険年金課

(3) 子ども未来部

子ども政策課 保育幼稚園課

(4) 都市建設部

建設企画課 道路建設課 道路河川維持課 地籍調査課

都市計画課 まちづくり推進課 建築住宅課

5 監査の主な実施手続

監査の着眼点に基づき監査対象部局に対し監査調書及び関係書類の提出を求め、事務調査及び本監査を行い、また、関係職員からの事情聴取を行った。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所 監査委員事務局

(2) 日 程 平成28年9月14日から平成29年2月8日まで

7 監査を執行した監査委員名

出雲市識見監査委員 周 藤 滋

出雲市識見監査委員 吾 郷 紘 一

出雲市議選監査委員 多々納 剛 人

第2 財務事務監査の結果

概要

監査対象部局の財務事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、一部について不適正な事案があった。

監査の結果、改善を要するものとして指摘、注意した事項は次のとおりである。

なお、指摘事項についてはその内容を公表し、適時措置状況の報告を求めるものであり、また、指摘に至らない比較的簡易なものは注意事項として、代表監査委員から監査対象部局の長に対し、別途文書により注意を喚起し是正を求めた。

(単位：件)

	予算事務	収入事務	支出事務	契約事務	財産事務	合計
指摘事項	0	5	5	4	6	20
注意事項	1	10	4	2	12	29
合計	1	15	9	6	18	49

※指摘事項

監査の結果、速やかに是正又は改善等を要する事項で、次に該当するもの

- 1 法令（条例、規則その他の規程を含む）に違反したもの又は不当なもので、重大なもの
- 2 著しく妥当性を欠くもの
- 3 著しく不経済又は非効率なもの

1 予算事務

指摘事項

この度の監査の範囲において、特に指摘する事項は認められなかった。

注意事項

- (1) 歳出予算の経費の金額が、予算に定めることなく項間で流用されていた。

2 収入事務

指摘事項

- (1) 出納員が、出雲市会計規則第80条の2に基づき交付された釣銭を、出雲エネルギーセンター直接搬入一般廃棄物手数料の徴収事務受託者に貸付けていた。〈環境施設課〉

(2) あらかじめ調定が可能な歳入が、出雲市会計規則第4条に規定する事後調定とされていた。

- ・ ゴミ収集手数料 〈環境施設課〉
- ・ 児童扶養手当過誤払返還金 〈子ども政策課〉
- ・ 用途地域関係証明手数料、開発登記簿の写し交付申請手数料 〈都市計画課〉

(3) 行政財産の目的外使用料が、出雲市行政財産使用料条例第3条において規定されている前納となっていなかった。

- ・ 大社健康福祉センター駐車場使用料 〈福祉推進課〉
- ・ 出雲市生活支援ハウス建物使用料 〈高齢者福祉課〉

(4) 子育て支援センター教室参加者負担金（実費徴収金）として受領した現金が、出雲市会計規則第10条第3項に規定する日に払い込まれていなかった。〈子ども政策課〉

(5) 出雲市急傾斜地崩壊対策事業分担金のうち収入未済である額が、出雲市会計規則第19条第1項の規定に基づき翌年度の調定済額として繰越しされていなかった。〈建設企画課〉

主な注意事項

- (1) 私人に対する収納事務の委託が、告示及び公表されていなかった。
- (2) 使用料とすべき歳入を諸収入とした事案、財産収入とすべき歳入を使用料とした事案など、歳入科目に誤りがあった。
- (3) 出納員の事務引継ぎに際し、必要な書類が作成されていなかった。

3 支出事務

指摘事項

- (1) 事業共催の場合の負担金（国及び県並びにこれらに準ずるものを除く。）の交付に当たり、出雲市補助金等交付規則において規定されている諸手続が省略されていた。〈環境政策課〉
 - ・ 出雲市ポイ捨て禁止推進協議会負担金
 - ・ 出雲市省エネルギービジョン推進協議会 省エネ・3R推進事業負担金
- (2) 平田不燃物処理センターにおいて、出雲市契約規則第19条に規定する金額を超えることから本来は競争入札とすべき物品の買入れを、必要量の見積りが不十分であったため数回に分け、その都度購入していた。〈環境施設課〉
- (3) 障がい者補装具給付に係る事務において、「不適正な経理処理に対する再発防止策（平成

22年出雲市)」で禁止された日付が空欄の請求書を業者に求め、職員が日付を記入していた。
〈福祉推進課〉

(4) 河川維持補修事業において、地方自治法第232条の5第1項及び労働基準法第24条第1項の規定に基づき債権者に直接支出すべき賃金が、債権者以外の者に支出されていた。

〈道路河川維持課〉

(5) 河川維持補修事業において、労働基準法第24条第2項の規定に基づき毎月一回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない賃金が、年間あるいは半年ごとにまとめて支払われていた。 〈道路河川維持課〉

主な注意事項

(1) 支払が遅延しているものがあつた。

(2) 旅費の精算が速やかに行われていなかった。

(3) 要綱に定めることなく、補助金の実績報告書の提出及び額の確定通知、また請求書の提出が省略されていた。

4 契約事務

指摘事項

(1) 一般廃棄物の収集、運搬又は処分を委託する際の受託者選定において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項に基づく具体的な基準が定められないまま、当基準に基づいて行われるべき資格等の確認がされていなかった。 〈環境施設課〉

・紙リサイクルステーション古紙収集運搬業務、可燃一般廃棄物収集運搬業務、不燃一般廃棄物収集運搬業務

(2) 地方自治法第234条の2第1項の規定に基づき契約の検査を行うに当たり、仕様書に記載した事項の履行が、検査調書あるいは事業完了報告書で確認できないにもかかわらず合格としていた。

・出雲市ふれあいサロン事業、介護予防教室事業 〈高齢者福祉課〉

・出雲ゆうプラザ障がい者水中運動教室、出雲市食生活改善推進事業、思春期の居場所支援事業 〈健康増進課〉

・県管理河川浄化対策業務、市管理河川浄化対策業務 〈道路河川維持課〉

(3) 出雲市地域子育て支援センター事業において、地方自治法第234条の2第1項が定める契約の履行の確認のため必要な「支援担当職員の配置数及び職員としての知識及び経験の

基準」(出雲市地域子育て支援センター事業実施要綱第4条)を仕様書に定めないまま業務委託契約を締結し、検査を行っていた。〈子ども政策課〉

(4) 出雲市契約規則第21条第2項に規定する契約書の標準的書式に定められている事項のうち、その後における両当事者の法律関係を明確にしておく必要のある事項が省略されていた。〈道路河川維持課〉

- ・ 県管理河川浄化対策業務、市管理河川浄化対策業務

注意事項

(1) 設計金額の算定について、根拠が不明確な契約があった。

(2) 業務委託契約の契約保証金を免除するに当たり、出雲市契約規則の適用条項を誤っていた。

5 財産事務

指摘事項

(1) 出雲斎場において、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の目的外使用を許可することなく自動販売機を設置させていた。〈環境政策課〉

(2) 市が直営で管理する公共施設において、施設の使用許可に関する手続や事務処理が、条例の規定に基づく方法で行われていなかった。

- ・ 蛇島福祉会館 〈福祉推進課〉
- ・ 出雲市西部高齢者健康交流館、今市元気交流館、交流館きたのさと、交流館はまぼうふう、荒木サポートセンター、出雲市多伎介護予防・生活支援施設かくれい館 〈高齢者福祉課〉
- ・ 出雲市東部健康交流館、ほっと八千代のさと、ほっとうたほ、出雲市斐川健康福祉センターまめなが一番館、ひらた健康福祉センター 〈健康増進課〉

(3) 児童福祉法に基づく児童厚生施設(児童遊園)を管理するに当たり、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条に定める要件が具備されていなかった。〈子ども政策課〉

- ・ 愛宕山児童遊園、新田児童遊園

(4) 行政財産として登録されている遊園地等において、設置及び管理に関する法的根拠が不明確なものがあった。〈子ども政策課〉

- ・ 若草遊園地、栄遊園地、夕陽丘児童遊園地、浜町遊園地、若葉児童遊園、城楽園遊園地、こじか仲良し公園、奥田儀生活改善センター、中郷産業文化センター、多伎文化伝習館横広場、高木児童遊園、小田こどもひろば、久村こども広場、恵堂ちびっこ広場

(5) 一の谷公園夜間照明使用許可は、出雲市都市公園条例第 11 条第 1 項の規定に基づき市長が行うべき行政処分に相当する行為であるが、権限のない施設管理業務受託者により行われていた。〈都市計画課〉

(6) 市営反辺住宅用地を賃貸借するに当たり、農地法第 5 条に基づく農地転用及び地目変更がされていなかった。〈建築住宅課〉

主な注意事項

(1) 市が土地を借り受ける際に、予定価格とすべき金額が算定されていなかった。

(2) 自動販売機設置を目的とする行政財産の目的外使用許可に際し、設置施設により使用料算定方法が異なっていた。

(3) 貸付期間の終期を定めていない契約があった。

第3 財務事務監査の結果に基づく監査意見

1 予算事務

(1) 予算執行計画について

歳出予算は、成立した予算の目的にしたがってその範囲内において執行する必要がある、予算執行計画を作成することにより、事業の早期着手、進行管理の徹底、また、事務処理の効率化等が期待される。そのため、地方自治法施行令第150条は、普通地方公共団体の長が予算の計画的かつ効率的な執行を確保するため必要な計画を定めることを規定し、これを受けて出雲市予算規則第12条は、予算執行計画の作成を定めている。

しかし、この度の監査において、予算執行計画の提出通知、様式等もなく、部局においても業務執行計画等の策定により計画的な業務執行を行っているとして、予算執行計画に対しては意識が希薄なことが明らかになった。

本市の計画的な予算執行について地方自治法施行令及び出雲市予算規則の趣旨を念頭に置き、必要に応じた対策を講じられたい。

(2) 会計事務の適正化について

歳出予算の流用に当たり、流用元を誤るという事務処理が見受けられた。これは、担当者の認識不足はもとより、所属課等でのチェックの不備や流用決定者等の確認不足に起因して生じたと思われる。この度の監査において、このほかにも歳入科目の誤り、支払の遅延、契約書の内容不備など適正とは言えない事務処理が多数見受けられた。

今後はこのような事案が生じないように、今まで以上に職員の研修、チェックの強化等を図り、より正確で適正な会計事務の執行に努められたい。

2 収入事務

(1) 督促手数料及び延滞金の徴収等の検討について

地方自治法第231条の3第1項及び第2項の規定に基づき、使用料等の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者に督促をした場合は、条例の定めるところにより手数料及び延滞金を徴収することができる。とされている。

他の地方公共団体においては、督促手数料及び延滞金の徴収を「税外収入の督促手数料及び延滞金徴収条例」に集約している事例も多く見受けられるが、本市では、個別の条例において督促手数料等の徴収について定めていることから、条例によっては督促手数料等の徴収を規定していないものもあり、取扱いに差が見受けられる。

同じ市の歳入でありながら、取扱いに差が生じていることは、納期内納付者との負担の公平性を図る点から好ましい状況とは言えない。督促手数料等の徴収に関する統一的かつ公平な取扱いについて検討されたい。

3 支出事務

(1) 不適正な経理処理に対する再発防止策の徹底について

本市では、会計実地検査において、国庫補助財源を伴う事務費の経理処理に不適正な箇所があったことが指摘されたことを受け、平成 22 年に不適正な経理処理に対する再発防止策（以下「再発防止策」という。）が策定された。再発防止のため（1）物品の調達に関すること（2）予算執行に関すること（3）職員の意識に関することの 3 点について原因分析を行い、仕組みや業務運営の改善が図られたところである。

しかし、この度の監査において、物品購入の計画執行が徹底されていない点や、請求書における日付記載の義務づけが守られていない事案が見受けられた。

再発防止策が策定されてから 5 年以上が経過した今、職員一人ひとりが、もう一度再発防止策を遵守し、業務の執行に当たられたい。

(2) 会計年度独立の原則の遵守について

地方自治法第 208 条は、会計年度独立の原則を定めているが、年度末に購入した物品の中に、翌年度使用分が含まれている事案があった。どのような時期に購入しようと、いずれは使用するため無駄な購入ではないとの判断であるが、これが行われると予算統制が成り立たなくなることから、翌年度に使用する物品は当該年度の予算で購入すべきである。

(3) 謝礼支払基準の作成について

報償費は、役務の提供等によって受けた利益に対する代償で、講演会、研究会等の講師謝礼、感謝の意を表す表彰の経費や奨励金等として支出するものとされている。これらは、物品の購入や請負等の契約行為とはその性格が異なり、市場価格があるわけではなく、また、謝意を表す意味から相手側の請求に基づくものでもない。

この度の監査において、外部の多種多様な人材を活用して事務が遂行され、報償費の額は 1 件当たり 300 円から 30,000 円まで差が生じているなど、実情に応じて様々な金額の報償費支出を行っている実態が確認された。しかし、本市で報償費の支払金額について全庁に共通するのは、予算編成要領で示された「各種委員会等の委員報償は可能な限りボランティアとし、やむを得ない場合は 3,110 円/回を上限とする。」としたものがあるのみである。

謝礼の支出額が適正だと第三者が判断できるようにするためには、支出根拠を明確にすることが必要不可欠と考える。全庁横断的な整合性のある謝礼支払基準を作成することを検討されたい。

(4) 報償費での支出の精査について

有償ボランティアは、特に教育や福祉分野において事業推進のための大きな力となっている。この有償ボランティアという働き方は外形的にみれば労働者に近似しているが、その立場は有給職員と無償ボランティアの中間的なものと思われる。

仕事内容が有給職員と近い場合は、労働者として扱うことが望ましいことから、本市においても謝礼から役務の提供に対する賃金に見直した事案も見受けられた。

有償ボランティアの活動がなければ事業が成り立たず、市の指揮監督のもと、時間や場所を拘束した従属的立場での役務提供であると判断される場合は、見直しを検討されたい。

4 契約事務

(1) 適正な検査の実施について

地方公共団体が契約を締結した場合は、地方自治法の規定に基づき契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするため必要な監督又は検査をしなければならないと定められ、検査は、同法施行令において「契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わなければならない。」とされている。

また、検査を行った職員は、出雲市契約規則に基づき検査調書又は検収調書を作成し、契約代金は、当該調書に基づき支払われることとされている。

この度の監査において、委託業務については、検査調書等を作成しているものの具体的な検査内容を記載していない事案、必要と思われる資料の添付が省略されている事案が見受けられた。

今後は、検査の充実を図り、適正な事務の執行に努められたい。

5 財産事務

(1) 庁舎等への自動販売機設置における価格競争の導入について

市町村合併や行政改革の進ちよくにより生じている庁舎等の空きスペースの有効活用の観点から、地方公共団体において個々の行政財産の性質を踏まえつつ有効活用ができることが重要であるとして、平成18年の地方自治法の一部改正により、当面、使用される見込みがないことが確実である場合は行政財産である庁舎等の一部貸付け等を行うことができるよう見直しがされたところである。

行政財産の貸付けは私法上の契約とされ、長期的・安定的な貸付けが可能な制度であることから、他の地方公共団体においては自動販売機の設置に関する基準を定め、価格競争を導入することで税外収入の増加につなげている事例も多く見受けられる。

この度の監査における各部局の自動販売機の設置は、すべて行政財産の目的外使用許可方式で価格競争は行われていないが、その使用料設定においては、条例に規定する「市長が特別の事由があると認めた場合」を根拠として売上に一定率を乗じて算定する等、実態としては貸付契約を締結することが妥当と思われる事案も見受けられた。

本市においては、実態を把握の上、競争性のあるものについては自動販売機設置に係る行政財産貸付基準を策定し、現在部局に委ねている許可又は貸付けの判断を、全庁的に統一するとともに、この貸付制度により庁舎等への自動販売機の設置に価格競争を導入し、税外収入の増加を図られたい。

第4 特定テーマ 補助金事務の監査結果

1 監査テーマの選定理由

補助金は、地方公共団体がその施策の推進の手段として、特定の事業を行う者に対し、その事業の遂行を育成、助長、奨励するために交付するものであり、地方自治法第 232 条の 2 の規定に基づき、本市でも多くの補助金を支出している。これらの補助事業の実施に当たっては、各補助金を所管する部局が、出雲市補助金等交付規則、各補助金に係る補助金交付要綱に基づき事務手続を行っている。

具体的には、補助金の交付を希望する者から提出された補助金等交付申請書を審査し、補助金の交付要件に該当すると判断した場合は交付決定を行い、事業完了後に補助金交付先から提出された実績報告書の書面審査や現地調査などにより事業の実施状況を確認し、適正な内容で実施されていると認めた場合は補助金の額を確定し、交付を行うものである。

補助金については、これまで実施した財政援助団体等監査などにおいて、補助金の交付に係る事務処理が適正に行われていない事例が散見されたことから、補助金の交付に係る事務手続のうち、補助金の額の確定に着目し、事務処理が適正に進められているか、課題や改善点がないかを確認するためテーマとして選定した。

2 監査対象の概況

監査の予備調査として、監査委員事務局が把握した対象部局の平成 27 年度一般会計決算における監査対象補助金の交付状況は次のとおりである。

監査対象部局名	所属課数	件数 (A)	金額 (千円)	(A) のうち事業完了が年度末のもの
経済環境部	2	5	13,154	2
健康福祉部	6	16	293,094	8
子ども未来部	2	15	625,793	14
都市建設部	7	3	11,586	1
計	17	39	943,627	25

- ・件数は、補助金交付要綱の数とし、複数の補助金交付先がある場合も 1 件として集計した。
- ・金額は、各補助金交付要綱に基づき支出した補助金の総額を集計した。
- ・事業完了が年度末のものとは、実績報告書に記載された事業完了日が当該事業年度末（3 月 31 日）となっているものをいう。

3 監査の着眼点

- (1) 補助金の実績報告を受ける際に、どのような書類の提出を求め、提出書類をどのように審査しているか。
- (2) 補助金交付先への現地調査を、どのような体制・方法で行っているか。
- (3) 事業完了が年度末である補助金の実績報告書の提出期限及び額の確定は、実態に即した日付が記載されているか。

4 監査の結果

指摘事項

- (1) 実績報告書の添付書類として領収書等支払帳票等の写しが添付されず、また、現地調査による原本確認も行われないうまま、補助金の額が確定されていた。

No	補助金名	所管課名
1	出雲エネルギーセンター設置に伴う美化活動補助金	環境施設課
2	出雲市障がい者レクリエーション事業補助金	福祉推進課
3	出雲市社会福祉協議会運営費補助金	
4	ボランティアまちづくりセンター運営事業補助金	
5	出雲市社会福祉センター管理運営費補助金	
6	出雲市民生委員児童委員協議会補助金	
7	出雲市地域活動支援センター運営事業費補助金	
8	出雲市障がい者生活訓練事業「障がい者等自主活動補助金」	
9	出雲市障がい者社会参加促進事業補助金	高齢者福祉課
10	出雲市高齢者労働能力活用事業補助金	
11	出雲市高齢者クラブ連合会補助金	
12	出雲市延長保育事業費補助金	保育幼稚園課
13	出雲市保育所地域活動推進事業費補助金	
14	出雲市一時保育事業費補助金	
15	出雲市私立認可保育所一時預かり事業費補助金	
16	出雲市障がい児保育対策事業費補助金	
17	出雲市病児・病後児保育事業費補助金	
18	出雲市私立認可保育所等いきいき保育事業補助金	
19	出雲市認定保育所いきいき保育事業補助金	
20	出雲市公立幼稚園・こども園長会補助金	
21	出雲市教育研究会補助金	

(2) 補助事業の完了が年度末の補助金で、実績報告書の提出及び額の確定が出納整理期間中に行われたにもかかわらず日付が当該事業年度末（3月31日）となっているものがあつた。

No	補 助 金 名	所管課名
1	出雲市環境保全連合会活性化補助金	環境政策課
2	出雲市社会福祉協議会運営費補助金	福祉推進課
3	ボランティアまちづくりセンター運営事業補助金	
4	出雲市社会福祉センター管理運営費補助金	
5	出雲市民生委員児童委員協議会補助金	
6	出雲市地域活動支援センター運営事業費補助金	
7	出雲市高齢者労働能力活用事業補助金	高齢者福祉課
8	出雲市高齢者クラブ連合会補助金	
9	出雲市延長保育事業費補助金	保育幼稚園課
10	出雲市保育所地域活動推進事業費補助金	
11	出雲市一時保育事業費補助金	
12	出雲市私立認可保育所一時預かり事業費補助金	
13	出雲市障がい児保育対策事業費補助金	
14	出雲市病児・病後児保育事業費補助金	
15	出雲市私立認可保育所等看護師配置費補助金	
16	出雲市私立認可保育所等いきいき保育事業補助金	
17	出雲市認定保育所いきいき保育事業補助金	
18	出雲市第3子以降認可外保育施設保育料	
19	出雲市保育所施設整備費補助金	
20	出雲市公立幼稚園・こども園長会補助	
21	出雲市教育研究会補助金	
22	出雲市築地松景観保全対策推進事業補助金	建築住宅課

5 監査意見

(1) 額の確定における審査手続の策定について

出雲市補助金等交付規則は、補助事業実績報告書に市長が定める書類を添えて報告することを求めており、その様式において添付書類を収支決算書(見込書)、完成写真(工事施工の場合)、その他としている。また、この実績報告書を受けたときは、当該書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき額を確定するとしている。

本市においては、実績報告書に添付された書類の審査手続について具体的な定めがなく、部局の判断により行われているが、一般的には収支決算額を確認するため、領収書及び支払帳票等の写しの添付、あるいは現地調査において、原本を確認することが想定される。

しかしながら、実績報告書に添付された収支決算書のみをもって額の確定を行っている事案も見受けられたことから、実績報告書の審査手続を定め、全庁的に統一することで公平で透明性の高い補助金事務の執行となるよう検討されたい。

(2) 実績報告書の提出日、額の確定の日付について

この度の監査において、補助事業の完了が年度末の補助金であっても、実績報告書提出日、額の確定日を当該事業年度末である3月31日とする実情に合わない処理となっている事案が多数見受けられた。

地方自治法施行令第143条において、補助金の会計年度区分は、相手方の行為の完了があった後支出する場合は、当該行為の履行があった日の属する年度とされている。

当該行為の履行とは、履行確認(検査)の日によって左右され、また、履行の確認とは金額の確定までではなく、履行の事実の確認で足りると一般的に解釈されており、他の地方公共団体においては、補助事業の完了が年度末の補助金については、3月31日までに履行の確認を行い、実績報告書の提出は出納整理期間中としている例も多く見受けられる。

本市においても、実績報告書の提出、額の確定の日付が実際に行われた日と合致するよう、全庁的に統一した取扱いについて検討されたい。

第5 特定テーマ 負担金事務の監査結果

1 監査テーマの選定理由

負担金は、歳出予算科目のうち「負担金、補助金及び交付金」から支出される経費であるが、法令等に基づいて支出が義務付けられているもののほか、市が任意に加入している団体等に対し支出するものがある。

補助金であれば、補助金交付の目的、補助対象経費、補助率等が市の交付要綱で定められているが、任意に加入している団体等に対する負担金は、団体等で決められた会則、規約等に基づいて支出が行われている。

これまで実施した定期監査において、この任意に加入している団体等に対する負担金交付に係る事務処理で、市の負担すべき対象経費を定めた規定がないもの、事業費が確定した段階で精算されていないもの等、適正とは言えない事案が見受けられた。

そのため、出雲市補助金等交付規則に基づき事務手続をする必要のある事業共催の場合の負担金（国及び県並びにこれらに準ずるものを除く。）において、課題や改善点がないかを確認するためテーマとして選定した。

2 監査対象の概況

事業共催の場合の負担金（国及び県並びにこれらに準ずるものを除く。）を支出する場合において、当該団体における負担額算定方法に関する規定の有無及び当該団体における繰越金の状況は次のとおりである。

監査対象部局名	所属課数	件数 (A)	金額 (千円)	(A)のうち 負担額算定方法 の規程のない団体	(A)のうち 繰越金を 有する団体
経済環境部	2	2	1,256	2	0
健康福祉部	6	0	0	0	0
子ども未来部	2	0	0	0	0
都市建設部	7	0	0	0	0
計	17	2	1,256	2	0

3 監査の着眼点

- (1) 負担金支出に際し、市が負担すべき対象経費及び負担割合が会則等に定められているか。
- (2) 事業費が確定した段階で精算されているか。
- (3) 団体等の繰越金が多額となるなど、負担金額の見直しについて検討すべきものはないか。

4 監査結果

指摘事項

(1) 負担金支出に際し、市が負担すべき対象経費及び負担割合を定めた規定がなかった。

No	負担金名	所管課名
1	出雲市ポイ捨て禁止推進協議会負担金	環境政策課
2	出雲市省エネルギービジョン推進協議会 省エネ・3R推進事業負担金	

5 監査意見

(1) 市が負担すべき対象経費等の明確化について

負担金には、法令上特定の事業について、市が当該事業から特別の利益を受けることに対し一定の金額を拠出するもの又は市が各種団体の構成員であるとき、その団体の必要経費に充てるため構成団体で取り決められた費用を拠出するものがある。

後者の負担金は、拠出対象団体との協議によりその額が定められ、出雲市補助金等交付規則に準じて、申請から報告手続及び審査が行われることとなっている。目的に合致した拠出であることを明確にするためにも、負担金支出に際し、市が負担すべき対象経費及び負担割合を会則等により定めることが必要である。

また、この度の監査では対象事業がなかったが、事業費で剰余金を生じていることがあれば、安易に繰り越さず精算することが必要であり、その場合の取扱いも会則等により明確にされたい。

第6 特定テーマ 随意契約事務の監査結果

1 監査テーマの選定理由

地方公共団体の契約は、住民福祉の向上に資するために行う事務・事業の目的達成の手段として締結されるものであり、その締結手続等については極めて厳格な公共性が要求され、契約の3原則である「公正性の確保」「経済性の確保」「適正履行の確保」を兼ね備えた適正な契約を行う必要がある。この原則に基づき、契約の方法は競争入札を原則とし、随意契約については地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当する場合にのみこれを行うことができるとされている。

随意契約については、これまで実施した定期監査などにおいて適正とは言えない事案が見受けられ、改善を求めてきたところであるが、この度の監査においては、特に地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しない）を理由とした随意契約の契約理由に適法性があるか、課題や改善点がないかを確認するためテーマとして選定した。

2 監査対象の概況

監査の予備調査として、監査委員事務局が把握した対象部局の平成27年度決算における地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を理由とした随意契約の締結状況は次のとおりである。

監査対象部局名	所属課数	件数 (A)	金額 (百万円)	(A)のうち理由が妥当でない件数
経済環境部	2	49	1,124	2
健康福祉部	6	80	452	1
子ども未来部	2	8	28	0
都市建設部	7	41	90	13
計	17	178	1,694	16

・件数及び金額は、監査対象部局から提出された監査調書に記載されたものを集計した。

3 監査の着眼点

- (1) 秘密保持の必要性があるもの、契約の目的物に代替性がないもの、契約内容の特殊性により契約の相手方が特定されるもの等に該当し、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当しているか。
- (2) 任意に特定の者を選択して契約を締結するに当たり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を理由とすることが適正であるか。

4 監査の結果

指摘事項

- (1) その契約内容に特段の特殊性がなく競争入札に付すことが可能であるにもかかわらず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を理由とした随意契約が締結されていた。

No	契 約 名	所管課名
1	出雲クリーンセンターほか2施設警備業務	環境施設課
2	出雲市戦没者追悼・平和祈念式典舞台設営等業務	福祉推進課
3	高浜(2)外3地区地籍調査FⅡ-2・G工程業務	地籍調査課
4	大呂(13)地区地籍調査FⅡ-2・G工程業務	
5	高浜(3)外5地区地籍調査H工程業務	
6	塩津(5)地区地籍調査FⅠ・FⅡ-1工程業務	

- (2) 随意契約の理由を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号ではなく、同項第3号又は第5号とすべきであった。

① 第3号とすべき契約

(特定の施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により物品等を調達する契約を締結するとき)

No	契 約 名	所管課名
1	有原児童公園外41公園除草業務	都市計画課
2	有原児童公園外76公園 施設点検及び清掃業務	
3	宍道湖西岸なぎさ公園点検清掃業務	
4	蓮田公園外9公園トイレ清掃点検及び除草業務	
5	一の谷公園点検・清掃・除草及びテニスコート照明使用料徴収業務	
6	出雲だんだん広場点検清掃・除草業務	
7	くすのき広場点検清掃・除草業務	
8	手引ヶ浦台場公園外3公園清掃除草及び剪定業務	
9	公園C地区樹木等維持業務	

② 第5号とすべき契約

(緊急の必要によるもの)

No	契 約 名	所管課名
1	神西一般廃棄物第2埋立処分場幹線設備更新工事	環境施設課

5 監査意見

(1) 随意契約に関するガイドラインの策定について

随意契約は、競争の方法が省かれることによって、信用があり、経験に富む相手を選択することができるが、その一方で、適正価格で契約ができるか、相手方が特定の者に限定されることはないかなど、公正な契約の締結に支障が生ずるおそれもあることから、その契約事務の執行にあたっては、一定の要件に該当した場合に限定した厳密な運用が求められる。

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しない契約）該当の適否については、秘密保持の必要性、契約目的物の代替性のほか、契約内容の特殊性により、契約の相手方以外の第三者に履行させることが性質上不可能であること等が考えられるが、本市においては、その解釈が多岐にわたっていることから、判例や他の地方公共団体の事例等を参考に具体的規範を定め、随意契約によることの理由を明確にしておくことが必要である。

昨年度の定期監査においても、単に業務内容を熟知しており信頼度が高いことや業務に精通していることを理由に随意契約を締結した事案が見受けられたことから、随意契約に関する標準的な解釈や指針を示したガイドラインの策定について意見を付したところであるが、真に公正な競争に資するため、全庁的な取組として検討されたい。

また、この度の監査において、本市の出資割合が100%である一般財団法人や地域住民で構成される任意団体を随意契約の相手方としている事案が見受けられた。他の地方公共団体のガイドラインでは、このような団体の活動を政策的に支援する観点から、随意契約の相手方に認めている例もあり、本市においてガイドラインを検討する際には、当該事例についても併せて明確にされたい。

(2) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号とするための規則整備について

平成16年の地方自治法施行令改正により、第167条の2第1項に第3号が追加され、地方公共団体の規則で定める手続により、特定の施設等から物品等を調達する契約及び役務の提供を受ける契約を締結する場合は随意契約が可能となった。

改正時点では、契約の相手方は、障害者自立支援法に基づく障害者支援施設、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づくシルバー人材センター、母子及び寡婦福祉法に基づく母子福祉団体に限定されていたが、その後の施行令改正により、現在は契約を締結できる相手方は拡大してきている。

この規定に基づき随意契約を締結する場合は、契約方法の原則を確保する観点から、あらかじめ契約の発注見通しを公表すること、契約締結前に契約内容・相手方の決定方法を公表すること、契約締結後に相手方の名称・相手方とした理由等を公表すること等を内容とする手続を地方公共団体の規則で定めることが必要とされている。

本市においては、今後、特定の施設等と随意契約を締結する場合は、法改正の趣旨に鑑み、必要な手続を定めた規則を整備し、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号を適用すべきである。